

- 「単元未満株式の買取制度事務取扱指針（振替法適用会社用）」および「単元未満株式の買増制度事務取扱指針（振替法適用会社用）」の改正について

平成 26 年 4 月 4 日
全国株懇連合会理事会決定

株式会社東京証券取引所は、幅広い層の投資者の利便性向上を図る観点から、特に流動性が高い株券に係る呼値の単位の適正を図るために、業務規程等の一部改正を行い、段階を分けて施行する予定です。これに伴い、平成26年7月22日をもって、TOPIX100を構成する株券に係る呼値の単位について、1株の値段が1,000円以下の場合は10銭、1,000円を超え5,000円以下の場合は50銭、5,000円を超え1万円以下の場合は1円に変更される予定です。

呼値の単位が1円未満となることによって、単元未満株式買取請求により請求株主に支払う買取代金ならびに単元未満株式買増請求により請求株主から受領する買増代金に1円未満の端数が生じる場合がありますので、当該端数は請求株主にとって有利となる方法で調整することを明記するために、「単元未満株式の買取制度事務取扱指針（振替法適用会社用）」および「単元未満株式の買増制度事務取扱指針（振替法適用会社用）」を、別紙のとおり改正いたしましたので、会員各社のご参考に供します。

以上

○単元未満株式の買取制度事務取扱指針（振替法適用会社用）

新		旧	
指針	説明	指針	説明
<p>4. 買取価格の決定</p> <p>(1) 買取単価は、買取請求の効力発生日の市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しない場合、または市場の休業日に当たる場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格とする（会社法193条1項1号、会社法施行規則36条1号）。</p> <p>(2) 買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。</p>	<p>○買取単価については、株式取扱規程に次のように規定することが考えられる（全株懇株式取扱規程モデル13条1項）。</p> <p>（上場の場合）</p> <p>買取単価は、買取請求の効力発生日の〇〇証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき、またはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。</p> <p>○買取価格に円未満の端数があるときは、円未満の端数を切り上げる取扱いとする。</p>	<p>4. 買取価格の決定</p> <p>(1) 買取単価は、買取請求の効力発生日の市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しない場合、または市場の休業日に当たる場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格とする（会社法193条1項1号、会社法施行規則36条1号）。</p> <p>(2) 買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。</p>	<p>○買取単価については、株式取扱規程に次のように規定することが考えられる（全株懇株式取扱規程モデル13条1項）。</p> <p>（上場の場合）</p> <p>買取単価は、買取請求の効力発生日の〇〇証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき、またはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。</p>

○単元未満株式の買増制度事務取扱指針（振替法適用会社用）

新		旧	
指針	説明	指針	説明
<p>6. 買増価格の決定</p> <p>(1) 買増単価は、買増請求の効力発生日の市場における最終価格とする。その日の売買取引が成立しない場合、または市場の休業日に当る場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格とする（会社法194条4項、同法193条1項1号、会社法施行規則37条1号）。</p> <p>(2) 買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。</p>	<p>○買増単価については、株式取扱規程に次のように規定することが考えられる（全株懇株式取扱規程モデル19条1項）。</p> <p>（上場の場合）</p> <p>買増単価は、買増請求の効力発生日の〇〇証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。</p> <p>○買増価格に円未満の端数があるときは、円未満の端数を切り捨てる取扱いとする。</p>	<p>6. 買増価格の決定</p> <p>(1) 買増単価は、買増請求の効力発生日の市場における最終価格とする。その日の売買取引が成立しない場合、または市場の休業日に当る場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格とする（会社法194条4項、同法193条1項1号、会社法施行規則37条1号）。</p> <p>(2) 買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。</p>	<p>○買増単価については、株式取扱規程に次のように規定することが考えられる（全株懇株式取扱規程モデル19条1項）。</p> <p>（上場の場合）</p> <p>買増単価は、買増請求の効力発生日の〇〇証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。</p>

以上